

令和7年度 入学支度金給付生（高校生）の募集要項

公益財団法人吉田学術教育振興会

公益財団法人吉田学術教育振興会（以下、「当財団」という）は、教育の振興を図ることにより社会の発展に寄与することを目的に、入学支度金の給付を行っています。

当財団は、令和7年度の入学支度金給付生（高校生）を下記により募集します。

記

1 対象

能力及び人物ともに優秀であるにもかかわらず、経済的理由から大学進学が困難な者で、かつ、次の各号に該当する者とします。

- (1) 福岡県内に居住する者とします。
- (2) 九州各県及び山口県内の国公立大学に進学する者とします。

2 入学支度金の額

1人当たり30万円とします。

なお、当財団の入学支度金は給付ですので、返還する必要はありません。

3 給付時期・方法

令和8年春の国公立大学入学試験合格後に、原則として、財団事務局において、一括で給付します（推薦入学等については、決まり次第給付します。）。

4 推薦時の奨学生の資格

第1項の対象者で、かつ、次の二つの条件をすべて満たす者とします。

(1) 成績

在学する高等学校において、希望する九州各県及び山口県内の国公立大学に進学可能な成績を収めている者とします。

(2) 人物

- a 学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が学生・生徒にふさわしく、将来、良識ある社会人として活動できると学校から推薦がある者とします。
- b 生徒会、部活動等でリーダー的役割を果たしたことがある（周囲の言動に良い影響を与えることができる）者、自主的にボランティア活動・社会奉仕活動等を行っている者等は評価しています。
- c 他の人の心情を理解し、寄り添い、その人を陰ながら支えている人物、縁の下の力持ちとしてクラスの行事や部活等を陰で支えている人物、その人の言動等により周囲か

ら信頼されたり感謝されたりしている人物、その人が持つキャラクターにより周囲に良い影響を与えている人物等も評価しています。

5 申込手続

申込者は、次の書類を添えて、学校長又は団体を通じ、当財団に提出してください。

- (1) 入学支度金給付願書（第1号様式）
 - (2) 推薦書（第2号様式）
 - (3) 在学する学校の成績証明書
 - (4) 住民票謄本
 - (5) 令和6年分の家族の所得を証明するもの
 - (a) 源泉徴収票の写し（会社員等で源泉徴収票が発行される方）
 - (b) 確定申告書の写し（法令上確定申告が必要となっている方）
 - (c) 上記(a)、(b)に該当しない方は、所得課税証明書
- ※ 家族の年収が著しく少額の場合は生計状況を別紙（様式任意）に記載して下さい。

6 推薦枠

推薦をお願いする人数については、各学校、団体に個別に連絡します。

7 申込期間

令和7年7月1日（火）から7月18日（金）までとします。

※申込期間末日必着。なお、諸事情で遅れる場合は事前にご連絡ください。

※申込後に志望校を他の大学へ変更可能です。

8 採否の結果通知

採否の結果通知は、9月頃に通知します。

9 留意事項

次の場合は、入学支度金の一部又は全部の返還を求めることがあります。

- (1) 虚偽の申し出により給付を受けたとき。
- (2) 大学に進学しなかったとき。
- (3) 大学を中退したとき。ただし、疾病等相当の理由がある場合を除きます。
- (4) その他、給付するにふさわしくないと認められたとき。

10 併給

当財団の入学支度金は、他の団体の入学支度金・奨学金との併給が可能です。

なお、当財団又は他の団体の奨学生ではない生徒で当財団の入学支度金給付生に応募した

生徒については、当財団の奨学生に特別採用することがあります。

1 1 個人情報の取扱いについて

個人情報の取扱いについては、個人情報保護法及び当財団の定める個人情報の取扱い（ホームページをご参照下さい）に基づき、選考過程及び採用後において、提供頂いた個人情報を保有し、奨学金給付事業の範囲において使用させていただきます。

1 2 その他

申込後に志望校を他の大学に変更可能です。ただし、九州各県及び山口県内の国公立大学に限ります。

この入学支度金は、令和8年の春に大学に進学する場合に限定して給付し、浪人して翌年以降に進学する場合は給付しません。

以 上